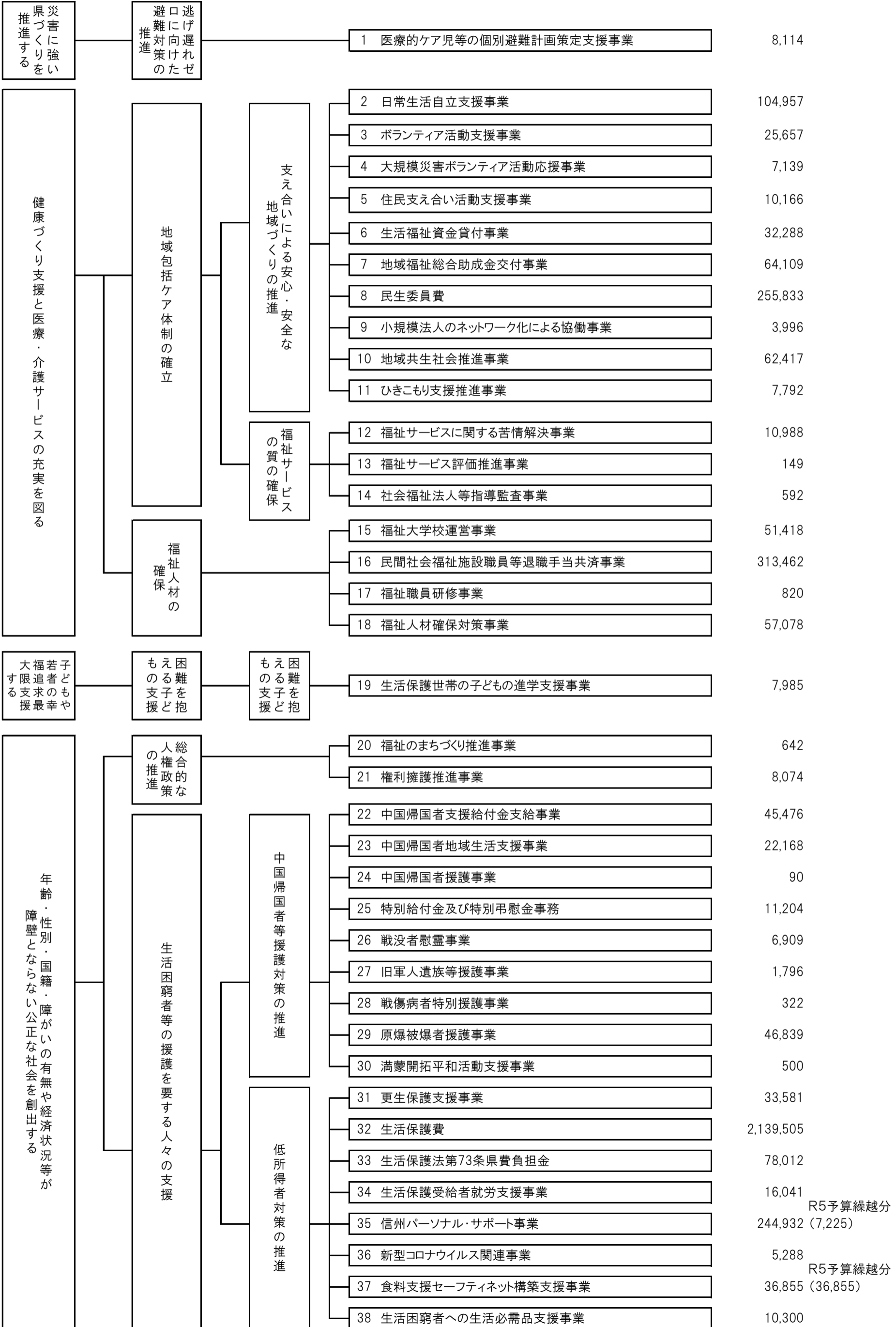


# 地域福祉課

地域福祉課

予算額(千円) R6年度 3,900,272 (うち、R5年度予算繰越分 44,080)  
 (一般財源 1,625,274)

【施策体系】



【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

① 医療的ケア児等の個別避難計画作成支援事業  
(根拠法令:災害対策基本法)

【予算額及び内訳】 811万4千円(基金繰入金 811万4千円)

【予算の主な内容】 市町村において医療的ケア児等の個別避難計画作成のため医療職へ支出した経費に対する補助

【目指す姿】

市町村における医療的ケア児等の個別避難計画作成について、市町村が医療職へ支出した経費を補助することにより、個別避難計画の作成を推進し、逃げ遅れゼロを目指す。

【現状】

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成が努力義務となった。また、市町村において優先度が高いと判断される者については、概ね5年以内(令和7年度末)までに個別避難計画を作成することが求められている。長野県の作成率は全国平均を下回る結果となっているため、作成率を高める必要がある。

(令和5年10月1日時点 国調査)(単位:市町村)

	全部作成	一部作成	未作成
長野県(77)	6 (7.8%)	50 (64.9%)	21 (27.3%)
全国(1,741)	151 (8.7%)	1,323 (76.0%)	267 (15.3%)

【事業主体】

市町村 補助率 10/10

【事業内容】

- 1 市町村における医療的ケア児等の個別避難計画作成に係る医療職への経費補助  
医療的ケア児等の個別避難計画作成の際に医療職が参画し、個別避難計画作成のために市町村が医療職に対して支出した経費を補助する。
- 2 長野県医療的ケア児等支援センターと連携した医ケア児等の個別避難計画作成支援  
圏域に配置されている医療的ケア児等コーディネーターにより、対象者にあつた医療機関等を紹介・会議の設定等を実施。
- 3 個別避難計画未作成市町村への支援  
県内事例の情報提供等を行い、個別避難計画作成の支援を実施。

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

② 日常生活自立支援事業

(根拠法令:社会福祉法第81条(都道府県社協が福祉サービス利用援助事業を実施))

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱及び日常生活自立支援事業実施要領

社会福祉活動振興事業補助金交付要綱及び日常生活自立支援事業実施要綱)

【予算額及び内訳】 1億495万7千円(一般財源 5,247万9千円、国庫補助金 5,247万8千円)

【予算の主な内容】 実施主体である県社会福祉協議会への補助金

【目指す姿】

認知症高齢者や障がい者などが、福祉サービスを利用する際に不利益を受けたり、契約の相手方とトラブルを生じないように、福祉サービスの利用手続き支援や日常の金銭管理を行い、地域で安心して自立した生活が営めるようにする。また、成年後見制度の利用促進を図り、判断能力が不十分な方が適切に後見制度を利用できるよう支援する。

【事業主体】

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会、基幹的社会福祉協議会及び単独実施町村社協へ一部委託

【現状】

・日常生活自立支援事業 有効契約件数 1,298件(令和6年3月31日現在)

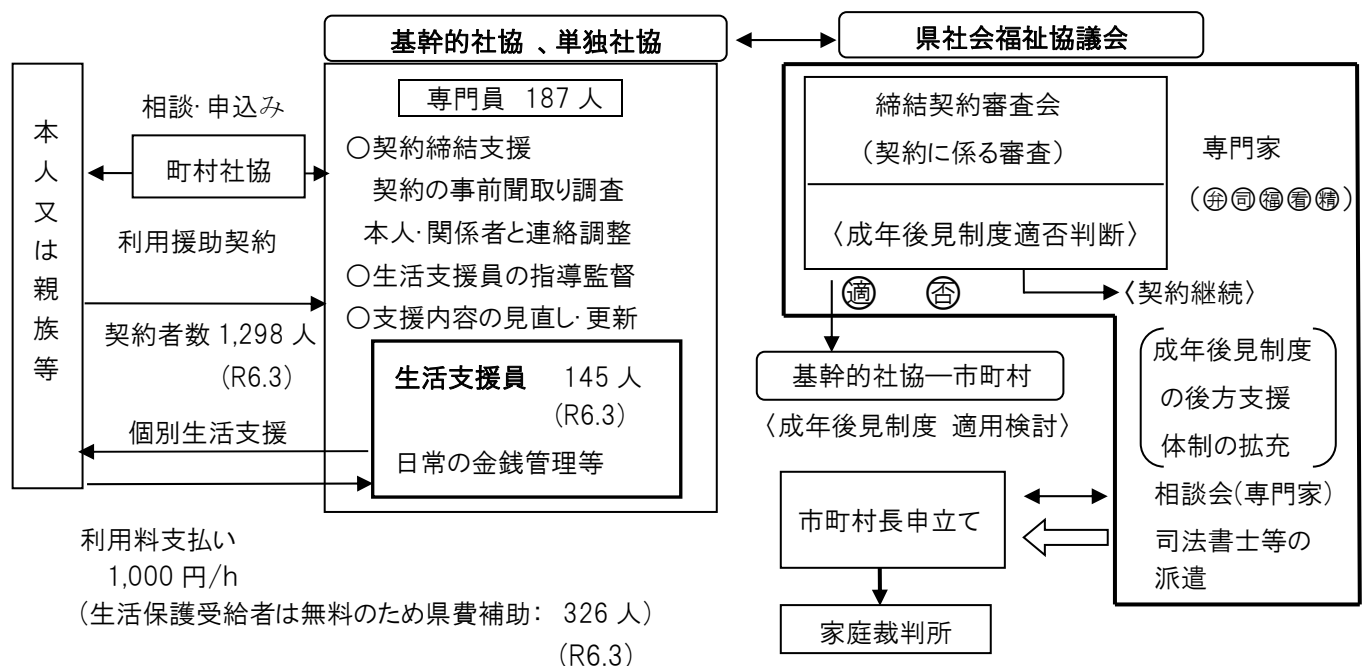
【事業内容】

1 福祉サービスの利用援助

(1) 援助の対象者 ア 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であつて、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人  
イ 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる人

(2) 援助の内容 ア 福祉サービスの利用援助  
福祉サービスや苦情解決制度の利用及び利用料支払の手続き、行政手続き援助など  
イ 日常的な金銭管理サービス  
年金、福祉手当の受領手続き、医療費の支払手続き、日用品等の代金支払手続きなど  
ウ 書類等の預かりサービス  
年金証書、預貯金通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印・銀行印など

(3) 援助の仕組み



2 福祉サービス利用援助事業に関する普及啓発(専門員や生活支援員への研修)

3 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上のための事業

## 【事業の経過等】

### 1 予算額

(単位:千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	72,541	81,547	89,809	91,818	91,402	91,181	104,957

### 2 実施状況

(単位:件)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	92,941	92,726	100,551	99,412	103,938	105,851	103,554

※全市町村社協で相談件数の集計方法を統一させたため、急激に件数が増加している。

### 3 事業経過

H11年 国の制度創設により県社会福祉協議会に事業委託(県下10基幹的社協にて事業開始)

H16年 基幹的社協を10(地方事務所単位)から18(全市十木曾町)個所に増  
東御市発足により基幹的社協を19個所に増

H17年 安曇野市発足により基幹的社協を20箇所に増

H19年 名称を「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に変更

H21年 成年後見制度促進事業を実施

## 【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

### ③ ボランティア活動支援事業

(根拠法令:(国)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱

(国)食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金交付等要綱

(県)社会福祉活動振興事業補助金交付要綱

【予算額及び内訳】 2,565万7千円(一般財源1,416万円、国庫補助金1,149万7千円)

【予算の主な内容】 実施主体である県社会福祉協議会への補助金

#### 【目指す姿】

- ・ボランティア活動への参加気運の醸成により、県内ボランティア活動の促進を図る。
- ・県民に対しボランティア活動に接する機会を提供し、ボランティア活動に取り組むきっかけとする。
- ・頻発化、大規模化する災害に備えて、平時の防災福祉と災害時の福祉支援をシームレスに実施するための体制整備及び人材の資質向上を図る

#### 【現 状】

様々な分野で地域共生社会の実現に向けた取組が推進されている中、住民参加型在宅福祉サービスを始めとして官民の間で多様なボランティア活動が展開されるとともに、近年各地で頻発している大規模災害において多くのボランティアが活躍する等、ボランティアが活動する場が拡大している。

近年、全国各地で頻発化・激甚化する災害対応において、災害ボランティア活動は被災地の復旧・復興に不可欠となっている。また、避難所等で避難生活をおくる被災者の抱える課題に対し、必要な支援を行う災害派遣福祉チームが活動し、その必要性や重要性が明らかとなった。

このような中、多様な学びや社会参加の機会として、また、既存の制度のみでは充足できない課題や制度の狭間にある課題など、地域社会における課題を解決するため、ボランティア活動の存在が重要視されている。

#### 【目 的】

持続可能な地域コミュニティや循環型社会の構築にむけ、ボランティア活動への参加機運の醸成と活動の普及を図るとともに、単独市町村では解決困難な課題に対して県域での活動基盤を構築することで、市町村と連携しながら地域課題の解決を目指すとともに、多様な分野・主体との協働プラットフォームづくりに取り組む。

#### 【事業主体】

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

#### 【事業内容】

##### 1 ボランティア活動広域基盤づくり事業

###### (1)運営委員会の開催

県内ボランティア活動の振興計画の策定、事業推進、団体等の連絡調整等を行う

###### (2)福祉教育推進プログラム

地域の生活課題を主体的に学び・関わり・課題解決に取り組むことができる県民の意識醸成を図るため、福祉、教育、地域づくりなど多様な団体と連携しながら、ネットワーク会議やフォーラムを通して福祉教育展開する。

###### (3)ボランティア活動推進の基盤づくり

###### ・食の助け合い活動の推進

フードバンクやフードドライブ等の「食」を通じた助け合いの仕組みづくりに取り組むことで、様々な企業・団体等との協働を促進し、地域生活課題の解決に取り組む。

###### ・共通の生活課題解決のための市町村を超えた連携づくり

市町村域を超えて取り組むべき共通課題に対して、課題解決に向けた仕組みづくりに取り組むとともに、企業の社会貢献活動推進、市町村へのプログラム構築支援などのボランティア活動支援に取り組む。

## 2 災害福祉支援強化事業

### (1) 災害福祉広域支援ネットワーク運営

災害派遣福祉チームの養成、災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施のほか、保健医療分野も含めた連携体制の検討・構築等に取り組む。

### (2) 災害ボランティアセンター運営研修等支援事業

市町村における災害ボランティアセンターの設置・運営等の研修実施の支援や、応援企業ネットワークの地域展開、技術系NPO団体との共同研修、連携促進等に取り組む。

#### 【近年の災害におけるボランティア活動の主な実績】

災害等	活動先市町村	活動内容	人数
R3 8月、9月大雨災害における活動	諏訪市、茅野市ほか3町	泥だし、家屋内の清掃・片付け、ゴミの運搬他	延 1,151 人
R1 東日本台風災害における活動	長野市ほか11市町村	泥だし、家屋内の清掃・片付け、ゴミの運搬、果樹周辺泥撤去など	延 81,771 人
H26 長野県神城断層地震における活動	白馬村、小谷村	家屋内の清掃・片付け、炊き出し、ゴミの運搬など	延 2,259 人
H26 台風第8号に伴う大雨災害における活動	南木曾町	泥だし、家屋の掃除、がれき撤去他	延 1,600 人
H25 豪雪における活動	軽井沢町	高齢者宅などの雪片づけほか	延 130 人
H24 豪雪における活動	飯山市、信濃町、小谷村	高齢者宅などの雪片づけ、視界不良の交差点付近の除雪ほか	延 367 人
H23 長野県北部地震における活動	栄村	家屋の片付け(衣類や食器の仕分け、ゴミ出し、掃除)、農作業、水路や田んぼ道の修繕他	延 3,834 人
H23 東日本大震災における活動	岩手県山田町、大槌町 他	家屋の片付け、清掃、支援物資の仕分け、イベント補助ほか	延 3,164 人

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

④ 大規模災害ボランティア活動応援事業

(根拠法令:大規模災害ボランティア活動応援事業補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 713万9千円(一般財源 713万9千円)

【予算の主な内容】 被災地でボランティア活動を行う団体等への助成事業を実施する県社会福祉協議会への補助金

【目指す姿】

大規模災害時に、被災者の生活の早期復旧、自立を支援するため、被災地でボランティア活動を行う団体・グループを支援することにより、災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進する。

【現状】

大規模災害時には被災地において、被災者の生活の早期復旧、自立を支援するため、団体等がボランティア活動を実施している。

【事業主体】

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会(事業の一部を公益法人等に委託可)

【事業内容】

1 対象事業

(1) 対象となる災害

地域の内外からボランティアを受け入れるための災害ボランティアセンターが設置され、又は設置されることが見込まれる災害で、県が指定するものとする。

(2) 対象者

以下のアからウまでの条件をすべて満たす者とする。

ア 5人以上で活動する団体・グループであること。ただし、被災地が県外の場合、県内に拠点を置く団体・グループに限るものとする。

イ 代表者の年齢が20歳以上であること(年齢は申請時点)。活動参加者全員が20歳未満の場合は、20歳以上の引率者があること。

ウ 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。

(3) 対象となる活動

以下のア及びイのいずれも満たすこと。

ア 復旧期の被災者支援活動(被災者の住宅、宅地、農地等のがれき等の撤去、泥かき及び被災者の生活支援等)。ただし、業務で被災者支援活動を行う場合及び宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とする場合は、対象外とする。

イ 県が指定する災害ボランティアセンター等が内容を証明できるボランティア活動

区分		県内に拠点を置く団体・グループ	県外に拠点を置く団体・グループ
被災地	県内	対象	
	県外		

2 助成額

1 団体・グループあたり上限 20 万円(千円未満切り捨て)

3 助成対象経費

①交通費(貸切バス・レンタカー利用料、公共交通機関利用料、高速道路利用料等)

②宿泊費(1実働日当たり1泊、食事代は除く。)

③活動費(災害ボランティアのために使用する小型重機、軽トラックの借上料)

【事業実績】

R2 年度 実績なし(対象災害なし) R3 年度 933,000 円(延べ 8 団体) R4 年度 1,328,000 円(延べ 12 団体)

R5 年度 1,719,000 円(延べ 13 団体)



**【事業概要(地域福祉課地域支援係)】**

⑤ 住民支え合い活動支援事業

(根拠法令: - )

【予算額及び内訳】 1,016万6千円(一般財源508万3千円、国庫補助金508万3千円)

【予算の主な内容】 実施主体である県社会福祉協議会への補助金

**【目指す姿】**

県内各地で住民支え合いによる住民力の強化を図るとともに、住民主体の生活支援サービス等の活動の一層の普及・拡大を図る。

**【現 状】**

H28年度からH30年度まで県内のモデル地域において、社会的孤立等の地域課題の実態調査を行うとともに、地域社会と多様な関係者等と連携した捕捉と支援のあり方の検討を実施。その結果、地域住民が主体的に生活・福祉課題に気づき、地域のことを自分事として考え、活動を行えることが重要であり、そのための住民を支援する人材に対する支援を行うことが地域の自らの課題を解決していきこうとする住民力強化につながった。少子高齢化に伴い、生活困窮者等に代表される複雑化する地域課題への取り組みとして、住民による日常的な見守り等による支え合い活動への期待が高まっている。

**【事業主体】**

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

**【事業内容】**

1 地域における住民力強化のための気運醸成支援

住民が地域の生活・福祉課題を知り、自ら課題を解決していく気運を高めるために、地域福祉課題の解決に向けた住民力強化検討会議の開催や、住民力強化のための伴走型支援を実施する。

2 住民支え合い・生活支援サービスの活動支援及び普及拡大

住民が、地域の多様な生活課題を地域全体の課題と捉え、その解決に主体的に取り組むための生活支援サービスの普及拡大を目指し、県内実践事例の情報発信と人材育成等を総合的に行い、住民主体による生活支援サービスの普及啓発を目指す。

**【事業の経過等】**

H17年度から危機管理局と連携、県社協との協働により「住民支え合いマップづくり」の手法をモデルとした要支援者避難支援計画として「災害時住民支え合いマップ」策定を市町村に促す。H18年度「住民支え合い総合支援事業」により、11市町村に経費を補助。H19年度、県内11市町村の先駆的取り組み実践事例集(手引き)を作成・配布し、併せて県下10会場にて説明会「地域の支え合い・まちかどシンポジウム」を開催。H20年度から長野県社会福祉協議会への補助事業として実施。

H25～27年度は、市町村での地域福祉実践を一層推進するため、小地域における活動計画策定支援をモデル実施。

H28～30年度は、県内のモデル地域において、社会的孤立等の地域課題の実態調査を行うとともに、地域社会と関係機関・民生児童委員協議会など多様な関係者等と連携した捕捉と支援のあり方の検討を行った。

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

⑥ 生活福祉資金貸付事業(根拠法令:生活福祉資金貸付制度要綱)

【予算額及び内訳】 3,228万8千円(一般財源1,614万4千円、国庫補助金1,614万4千円)

【予算の主な内容】 事業費助成

【目指す姿】

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対して、無利子や低利子の資金貸付と生活相談・支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の増進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図る。

【現状】

・平成21年10月に貸付制度の抜本的な見直しが行われて以降、新規貸付額は減少傾向が続いていた。

・特例貸付の実施により、令和2年度新規貸付額は前年度比3,952.4%の増となった。

・依然として多額の滞納額があることから、督促等の償還指導が適切かつ迅速に行われるよう、債権管理体制の強化を図る必要がある。

【事業主体】 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

【事業内容】 県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業に要する経費に対し助成する。

【事業の経過等】

生活福祉資金貸付状況

(単位:件、千円)

資金種類	R1		R2		R3		R4		R5	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合支援資金	19	132,705	6,372	3,160,399	5,482	2,753,192	934	471,010	18	6,399
生活支援費	12	3,871	6,370	3,160,110	5,482	2,753,192	934	471,010	17	6,303
住宅入居費	4	693	1	233	0	0	0	0	0	0
一時生活再建費	133	352	1	56	0	0	0	0	1	96
福祉資金	352	66,303	8,678	1,358,878	3,220	522,385	1,188	212,002	141	27,575
福祉費	39	22,649	31	18,521	34	16,729	64	28,926	52	19,786
緊急小口資金	313	43,654	8,647	1,340,357	3,186	505,656	1,124	183,076	89	7,789
教育支援資金	71	39,255	122	52,283	104	61,878	93	53,969	96	47,747
教育支援費	41	29,471	62	35,851	56	47,847	54	40,959	56	35,886
就学支度費	25	9,784	60	16,432	48	14,031	39	13,019	40	11,861
不動産担保型資金	1	5,208	0	0	4	24,185	1	12,579	2	23,107
合計	443	115,682	15,172	4,572,248	8,810	3,361,640	2,216	749,560	257	104,828
対前年比(%)				3,952.40		73.5		22.2		

【特記事項】

- (1) 県社会福祉協議会においては、市町村社会福祉協議会及び民生委員の協力を得て、貸付後の借受人に対する状況調査や現地及び電話によるきめ細かな償還指導等の債権管理を更に徹底する必要がある。
- (2) 日本学生支援機構の奨学金に「給付型」が創設されるなど、奨学金事業が拡充されたことから、生活福祉資金(教育支援費)の貸付原資について、一部を国庫へ返還することとなった。返還期間は平成29年度から35年度までの7年間で、返還総額は27,893千円となる。
- (3) 令和2年3月25日から令和4年9月30日まで、新型コロナウイルスの影響を踏まえた特例貸付制度が実施され、件数が急増した。

## 生活福祉資金貸付条件等一覧

### 1. 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付（原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上 月20万円 単身 月15万円	12月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置経過後)	原則必要  ただし、連帯保証人無しでも貸付可能
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	—	貸付日（生活支援費併用の場合最終貸付日）から6ヶ月以内			
(3) 一時生活再建費	生活を再建のために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60万円	—	—			

### 2. 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付

(1) 福祉費（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
① 生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	—	貸付日から6ヶ月以内  (分割送金の場合は最終貸付日から6ヶ月以内)	20年	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置期間経過後)	原則必要  ただし、連帯保証人なしでも貸付可
② 技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年		
③ 技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年		
④ 住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費	250万円			7年		
⑤ 住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費	50万円			3年		
⑥ 福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年		
⑦ 自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年		
⑧ 療養費	負傷・疾病の療養費（移送経費等付随経費含む）及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円			5年		
⑨ 福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費（介護保険料を含む）及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円			5年		
⑩ 災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円			7年		
⑪ 冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年		
⑫ 残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		
⑬ その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金	50万円			3年		

(2) 緊急小口資金（理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき</li> <li>・火災等被災によって生活費が必要なとき</li> <li>・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき</li> <li>・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき</li> <li>・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき</li> <li>・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき</li> <li>・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき</li> <li>・給与等の盗難によって生活費が必要なとき</li> <li>・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき</li> </ul>		10万円	—	貸付日から2月以内	12月以内	無利子	不要

### 3. 教育支援資金（低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金）

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
(1) 教育支援費  (特に必要と認める場合に限り、右の貸付限度額の1.5倍まで貸付可能)	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校月3.5万円以内 高専月6.0万円以内 短大月6.0万円以内 大学月6.5万円以内	—	卒業後6ヶ月以内	20年以内	無利子	原則不要  世帯内で連帯借受人が必要
	低所得世帯に属する者がやむを得ない理由により滞納した高等学校の授業料等	滞納月×3.5万円以内					
(2) 就学支度費	低所得世帯で高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内	—	—	—	—	—

### 4. 不動産担保型生活資金

種類 / 貸付要件等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連帯保証人
(1) 不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯に、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付する資金	土地評価額の7割程度 月30万円以内	借受人死亡時又は限度額に達する期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 (推定相続人)
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	不動産評価額の7割程度 貸付基本額の範囲内(生活扶助額1.5倍以内)	—	—	—	—	不要

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑦ 地域福祉総合助成金交付事業

(根拠法令:地域福祉総合助成金交付事業実施要綱、地域福祉総合助成金交付要綱)

【予算額及び内訳】 6,410万9千円(一般財源 3,761万7千円、基金繰入金 2,649万2千円)

【予算の主な内容】 市町村が実施する事業費に対する補助金

【目指す姿】

市町村が行う地域福祉の充実に資する福祉事業に対し助成し、誰もが生きがいをもっていきいきと暮らせる安全で安心な社会を実現する。

【現状】

市町村がそれぞれの実情に応じて補助金を有効活用できるような仕組みや、市町村が提案する事業を採択できる制度を設けているが、補助金の執行率が低い事業があるため、執行率を高める必要がある。

【事業主体】

市町村(中核市は、精神障がい者関連事業のみ交付対象) 補助率: 県 1/2 以内

【事業内容】

区 分	細事業名	細事業の内容
1 安心生活支援事業	① 宅幼老所等整備事業	施設整備、耐震改修、火災通報装置の設置
	② 緊急宿泊支援事業	介護者等が急病等の緊急時における緊急宿泊を支援
	③ 地域共生型生活ホーム運営事業	地域共生生活ホーム運営助成
	④ 高齢者にやさしい住宅改良促進事業	高齢者の居住環境を改善し自立生活を支援
	⑤ 障がい者にやさしい住宅改良促進事業	障がい者の居住環境を改善し自立生活を支援
	⑥ 災害時住民支え合いマップ作成支援事業	支え合いマップの作成を行う自治会等を支援
	⑦ 障がい者が暮らしやすい社会づくり促進事業※	事業者による合理的配慮物品購入費等に助成
2 障がい者支援事業	⑧ 通所通園等推進事業	障がい児施設への通園費等に助成
	⑨ 障がい者余暇活動支援事業	旧希望の旅など障がい者等にふれあいの場を提供
	⑩ 心身障がい児(者)タイムケア事業	心身障がい児(者)に時間単位で介護サービスを提供
	⑪ 障がい児・者施設訪問看護サービス事業	通所施設等に通う障がい児(者)に訪問看護サービスを提供
	⑫ 知的障がい者共同生活介護特別加算事業	重症心身障がい者のケアホームの 営費に助成
	⑬ 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	軽・中等度難聴児の補聴器購入費に助成
	⑭ 障がい児通所施設利用児療育支援事業	障がい児通所施設の利用者負担金に助成
	⑮ 心身障がい児感覚機能訓練事業	福祉型児童発達支援センター入所児童の各種訓練費に助成
3 市町村提案事業	⑯ 身近な福祉を充実するため、地域特性に応じて実施する事業に助成	

※当事業予算のみ、障がい者支援課で計上(400万円)

【事業の経過等】

・平成 21 年 4 月

H20 年度まで社会部各課で所管していた既存の県単事業の統合補助金化を図り、市町村の実情に応じて有効活用できる仕組みを構築するとともに、市町村が新たに要望・提案する事業も取込める助成制度を創設することとした。

・平成 27 年 4 月

子育て支援事業については、県民文化部こども・家庭課の新たな交付金制度へ再編

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑧ 民生委員費

(根拠法令: 民生委員法第 26 条、児童福祉法第 50 条 )

【予算額及び内訳】2 億 5,583 万 3 千円(一般財源 2 億 5,583 万 3 千円)

【予算の主な内容】民生児童委員(3,847 人)、民生委員協議会長(212 人)の活動経費及び民生委員協議会の運営費

【目指す姿】

民生委員及び児童委員(以下「民生児童委員」とする。)は、民生委員法により「社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場にたって相談に応じ、必要な援助を行い、また福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして社会福祉の増進に努めるもの」とされている。

こうした委員や地区民生委員協議会の活動に要する経費を負担することにより、委員及び協議会の活動の活性化を図り、もって地域福祉の充実を図る。

【現 状】

地域社会の都市化や核家族化が進み、人と人との連帯感が薄れ、地域コミュニティが揺らぎつつある中で、地域の実情を理解し、住民の相談相手になり、関係福祉施設や行政機関とのパイプ役となる民生・児童委員には、一層の活躍が期待される。

(参考)

・民生児童委員内容別活動件数

※中核市を除く (単位: 件)

	相談・支援	地域福祉活動・自主活動	行事・会議等への参加	民児協運営・研修	調査・実態把握	証明(調査・確認等)事務	要保護児童の発見の通告等	計
R3 年度	75,091	105,388	53,672	65,741	79,347	8,706	733	388,678
R4 年度	70,664	105,537	60,828	80,549	87,866	8,640	506	414,590
R5 年度	67,815	115,316	76,542	73,670	98,148	7,611	594	439,696

2 民生児童委員 1 人当たりの活動状況 ※中核市を除く (単位: 件、日)

	民生委員 1 人当たり			
	活動件数	訪問件数	計	活動日数
R3 年度	101	133	234	102
R4 年度	108	134	242	103
R5 年度	114	128	242	104

【事業主体】

市町村(中核市である長野市及び松本市を除く)(任期 3 年: 令和 4 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日)

【事業内容】

1 民生児童委員の設置(中核市である長野市及び松本市を除く)

定数 区域担当民生・児童委員 3,517 人

主任児童委員 330 人

2 民生委員児童委員交付金(255,623 千円)(県単)

民生児童委員及び民生児童委員協議会の活動に要する経費を市町村に対して交付する。

3 民生児童委員の指導訓練事業

複雑多様化する社会福祉の需要に即応するため、各種研修会を通して民生児童委員の資質の向上を図り、地域福祉活動を推進する。

(1) 民生委員・児童委員協議会長研修 (2) 民生委員・児童委員研修 (3) 主任児童委員研修

【事業の経過等】

H18 年度から民生児童委員研修を、全民生児童委員対象へと拡大。全国民生委員児童委員連合会の提唱により、「民生委員・児童委員発 災害時 1 人も見逃さない運動」を推進。

H23 年度「民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン」を策定。

R3 年度「民生委員・児童委員活動の目安と考え方に関する Q&A」の作成。

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑨ 小規模法人のネットワーク化による協働事業

(根拠法令:生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 399万6千円(国庫補助金 399万6千円)

【予算の主な内容】 実施主体である県社会福祉協議会への補助金

【目指す姿】

小規模法人においては、地域貢献のための取組を実施する意欲があっても、職員体制の脆弱性などから、単独でこうした取組を実施することが困難な状況がある。特に社会福祉法人においては、法人の規模にかかわらず「地域における公益的な取組」の実施が責務化されている。

こうした課題に対応し、小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図る観点から、複数の小規模法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を推進する。

【現状】

平成30年4月に施行された社会福祉法では、第4条第3項において多様で複雑化し、孤立やつながりの希薄化を背景とした課題を「地域生活課題」として位置づけ、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」に対して、そうした課題を把握し、支援関係機関との連携等による解決を図るように促している。

全国経営協の実施状況調査から、小規模法人においては、制度の狭間にある課題への対応については実施率が低くなっているが、一方で地域に向けた事業展開は積極的であるという状況わかる。

このような状況から、小規模法人が地域との密接な関係の中で把握したなかで把握した地域生活課題に対し、複数の法人や多様な機関が連携して対応できる体制を構築することが地域共生社会の実現に向けたひとつの大きな力となると考えられる。

【事業主体】

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

【事業内容】

(1)小規模自治体の法人間連携プラットフォームの設置

地域づくりの中核を担う社会福祉協議会のなかで、小規模自治体の社会福祉協議会をネットワーク化し、地域課題の解決に向けた協議や共同事業等の検討をすることで、人口減少の進行や超高齢社会であっても、誰もが活躍し安心して暮らせる地域づくりの取組を支援する。

(2)各地域において法人間連携による協働事業の実施支援

各地域で実施されている連携ネットワークへ参画し、法人の保有する資産や人員・設備を活用しつつ、福祉・介護人材の確保・定着のための協働事業等を提案し、地域における福祉サービスの充実を図る。

【事業経過等】

1 予算額 (単位:千円)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	3,922	3,987	3,992	3,996	3,996

2 事業経過

R2年度から新規事業として、事業を開始。

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑩ 地域共生社会推進事業

(根拠法令:生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱等)

【予算額及び内訳】 6,241万7千円(一般財源 5,524万1千円、国庫補助金 717万6千円)

【予算の主な内容】 市町村における包括的な支援体制整備及びその人材養成研修を実施するための委託料等

【目指す姿】

複合化・複雑化した課題に対して、制度の狭間に陥ることなく必要な支援を受けられる体制構築され、困難を抱えている方の地域における自立した生活の実現を目指す。

【現状】

少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。こうした考え方を具体化するために、平成29年の社会福祉法改正を踏まえ地域住民による支え合いや包括的支援の体制づくりのためのモデル事業の実施等がなされてきた。

モデル事業の成果や国検討会の最終とりまとめ等を踏まえ、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援)、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が盛り込まれた社会福祉法の改正が、令和2年6月に成立した。

【事業主体】

県(社会福祉法人長野県社会福祉協議会に委託して実施)、市町村

【事業内容】

県内において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に新たに位置づけられた「重層的支援体制整備事業」の県内市町村への普及・拡充を図るとともに、これらに従事または連携する人材の育成のための研修を実施し、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築を図る。

また、社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業を実施する市町村に対し、新事業分(参加支援事業・多機関協働事業・アウトリーチ事業)所要額のうち4分の1を交付する。

＜重層的支援体制整備事業＞

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。

○重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

【事業経過等】

1 予算額 (単位:千円)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	10,162	11,024	9,165	8,912	31,349	62,417

2 事業経過

H30～R2年度 モデル事業の実施。

R3年度～ 重層的支援体制整備事業に取り組む市町村の後方支援

R5年度～ 重層的支援体制整備事業の新規事業分を実施市町村に交付

R6年度～ 孤独孤立対策推進法に基づく、孤独孤立対策を併せて実施

## 【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

### ① ひきこもり支援推進事業

【予算額及び内訳】 779万2千円(国補 3/4 584万4千円、一般財源 1/4 194万8千円)

【予算の主な内容】 ひきこもり支援推進のための事業実施に係る委託料及び居場所設置のための補助金

#### 【目指す姿】

いわゆる8050問題等により顕在化したひきこもり支援が社会的な課題となっていることから、令和3年度に設置した「今後のひきこもり支援に関する検討会」の検討内容を踏まえ、生きづらさを抱えるひきこもりの当事者やその家族を地域で支える体制の整備を促進する。

#### 【現 状】

令和3年度に、県内の支援者、関係者の参画を得て、「今後のひきこもり支援に関する検討会」を設置し、本県における今後のひきこもり支援のあり方を検討した。そこで議論された現状と課題等を踏まえ、以下の方向性により支援を進めていく必要がある。

#### 【支援の方向性】(「今後のひきこもり支援に関する検討会」の検討内容に基づく)

- ・ 県民や支援者のひきこもりに対する理解の促進、情報の共有
- ・ 身近な相談窓口の明確化及び周知
- ・ 継続的な寄り添い支援のための体制整備と支援人材の育成
- ・ 安心できる居場所や家族交流の場の確保

#### 【事業主体】

県(長野県社会福祉協議会への委託及び補助)

#### 【事業内容】

- (1) 「ひきこもり支援フォーラム」の開催  
市町村等行政職員、福祉・医療・保健関係者、民生委員、県民等が参加し、ひきこもりに対する理解を深め、県全体でひきこもり支援を推進する機運を醸成する。
- (2) ひきこもりに関する普及啓発  
ひきこもりに関する知識や地域における支援に関する情報、相談窓口、居場所、家族会等をホームページや SNS 等で県民に周知
- (3) 地域における支援関係機関の連携体制の構築支援  
10 圏域ごとに、市町村や支援関係機関・団体等が相互に連携協働する体制を整備し、地域の課題や資源に関する情報を共有するとともに、事例研究や研修等により地域における支援力の向上を図る。
- (4) 多様な居場所づくりの促進  
当事者等が安心して人と繋がる機会や場所を確保・提供する地域の支援団体に対して、設置に係る費用の一部を助成する。



【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑫ 福祉サービスに関する苦情解決事業

(根拠法令:社会福祉法第 83 条、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 1,098 万 8 千円(一般財源 549 万 4 千円、国庫補助金 549 万 4 千円)

【予算の主な内容】 実施主体である県社会福祉協議会への補助金

【目指す姿】

福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスに関する苦情解決を行う。

【現状】

- ・苦情対応件数(福祉サービスに関する苦情を受け付け、対応を行った件数) 51 件(令和6年 3 月 31 日現在)
- ・相談対応件数(福祉サービスに関する相談に応じた件数) 97 件(令和6年 3 月 31 日現在)

【事業主体】

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

【事業内容】

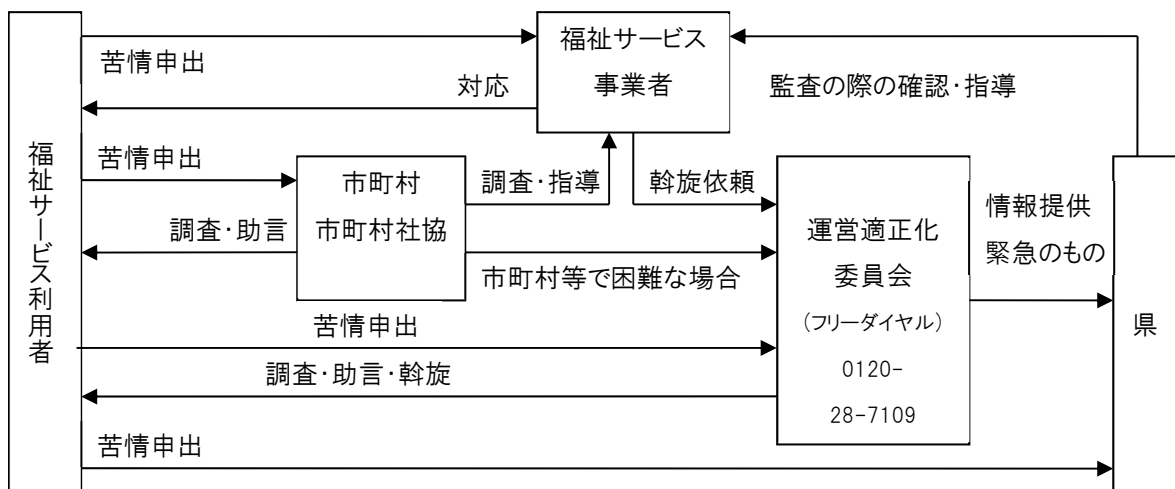
1 運営適正化委員会の設置・開催

県社会福祉協議会に学識経験者等(弁護士、医師、社会福祉士等)により構成する「運営適正化委員会」を設置・開催し、次のことを行う。

- (1) 苦情の受付、申出人の意向確認 (2) 解決方法の検討
- (3) 苦情内容に係る事情調査(事業者に対する苦情内容の通知、苦情内容の事実確認、事業者の意見等の聴取)
- (4) 解決方法の決定(申出人への助言、事業者への申入れ、県知事への通知、あっせんの紹介)
- (5) あっせん(案の作成と提示) (6) 結果の確認 (7) 苦情の件数、処理結果等の公表

2 事業の広報・啓発、巡回指導・研修、調査研究等

3 実施体制



【事業の経過等】

1 予算額

(単位:千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	13,459	13,568	13,691	13,721	13,623	9,270	10,988

2 実施件数

(単位:件)

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
受付・問合せ件数	228	362	238	293	201	184	148

3 事業経過

H12 福祉サービスが措置から契約に移行し、契約行為を担保するシステムとして、国が制度創設。

【事業概要(地域福祉課福祉監査担当)】

⑬ 福祉サービス評価推進事業

根拠法令: 社会福祉法第78条第1項、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(国通知)

【予算額及び内訳】 14万9千円(諸収入14万9千円)

【予算の主な内容】 県福祉サービス第三者評価調査者継続研修に係る経費

【目指す姿】

公正・中立な第三者の評価機関が、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービス評価事業(福祉サービス第三者評価事業及び地域密着型サービス外部評価事業)を実施することにより、サービスの質の向上を図るとともに、利用者等のサービス選択に役立てる。

【現 状】

福祉サービス評価事業が、事業者及び利用者等の信頼を得て実施されるよう、評価調査者の研修を開催している。また、福祉サービス第三者評価事業については、公正・中立性及び専門性を確保する観点から、長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会の検討及び意見を踏まえ、事業を推進している。

【評価実施主体】 (令和6.4.1現在)

区 分	評価機関	評価調査者
第三者評価	3法人	46人
外部評価	3法人	57人

【事業内容】

1 福祉サービス第三者評価事業(対象は、2以外の福祉サービス事業)

(1) 第三者評価機関の認証

第三者評価が適切に実施されるよう、認証要件に基づき、認証を行う。

(2) 「長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会」の開催

制度運営上の重要事項について、検討する。

(3) 評価調査者の研修

評価調査者に対する研修を実施し、資質向上を図る。

(4) 普及啓発

福祉サービス事業者に対し、制度の普及啓発を行う。

(5) 評価結果の公表

評価結果について、県ホームページで公表(リンク)する。

2 地域密着型サービス外部評価事業(対象は認知症対応型共同生活介護)

(1) 外部評価機関の認証

外部評価が適切に実施されるよう、認証要件に基づき、認証を行う。

(2) 指定研修機関による研修

評価調査者に対する研修を実施し、資質向上を図る。

(3) 評価結果の公表

評価結果について、県ホームページで公表(リンク)する。

【事業の経過等】

1 福祉サービス第三者評価契約締結件数

年 度	R2	R3	R4	R5
保育所	10	11	9	16
高齢者分野	1	5	8	13
障害者(児)分野	5	9	12	8
その他分野	4	6	13	1
合計	20	31	42	38

2 地域密着型サービス外部評価契約締結件数

年 度	R2	R3	R4	R5
認知症対応型共同生活介護	117	134	113	148

【事業概要(地域福祉課福祉監査担当)】

⑭ 社会福祉法人等指導監査事業

(根拠法令:社会福祉法第56条、第70条、生活保護法第44条、老人福祉法第18条、第29条、児童福祉法第21条の5の22、第24条の15、第46条、介護保険法第24条、第76条、第90条、第100条、第114条の2、障害者総合支援法第11条、第48条等)

【予算額及び内訳】 59万2千円 (国庫補助金29万6千円、一般財源29万6千円)

【目指す姿】

関係法令、通知等に基づき社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査を行い、法人・施設の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者処遇の向上を図る。

【現 状】

1 社会福祉法人

理事会等の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化及び安定経営の確保等の状況を重点的に確認し、法人の自主性及び自律性を尊重し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営が確保されるよう指導又は助言をしている。

2 社会福祉施設等

福祉サービス実施計画の適切な作成、利用者の人権尊重(虐待防止)、身体拘束等の適正化、感染症や褥そう等の予防、事故の発生防止、防災対策等の強化、人員配置や設備・施設基準の遵守及び介護給付や障害者自立支援給付等の適正な請求等の状況を重点的に確認し、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう指導又は助言している。

【事業主体】 県

【事業内容】

1 社会福祉法人及び社会福祉施設等(2に掲げる施設・事業所を除く)

区 分	内 容
一般指導監査	・法人及び施設に対して一定の周期で実施 ・法人及び施設の運営等に問題が発生した場合、又は通報、苦情等でそのおそれがあると認められる場合は、随時に実施
特別監査	・法人及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき、最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき等に実施

2 介護保険法及び障害者総合支援法に基づく施設・事業所

区 分	内 容
指 導	集団指導 ・施設等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施
	運営指導 ・施設等に対して、一定の周期で原則として実地で実施 ・施設運営等に問題が発生した場合、又は通報、苦情等でそのおそれがあると認められる場合は、随時に実施
監 査	・通報や苦情、運営指導等による情報を踏まえ、指定基準違反等の確認が必要な場合に実施

【事業の経過等】

指導監査等の実施状況(令和5年度)

区 分	指導監査対象数	一般指導監査(運営指導)	特別監査(監査)	
社会福祉法人	149	50	1	
社会福祉施設	介護保険法 施設・事業所	1,367	436	0
	障害者総合支援法 施設・事業所	1,502	398	1
	その他	1,266	705	0
	計	4,135	1,539	1

(注)・指導監査対象数は4月1日現在

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑮ 福祉大学校運営事業

(根拠法令:長野県福祉大学校条例)

【予算額及び内訳】 5,141万8千円(一般財源2,109万4千円、特定財源3,032万4千円)

【予算の主な内容】 講師等への報酬、学校運営のための需用費等の物件費

【目指す姿】

地域福祉をリードする専門的な福祉人材としての保育士及び介護福祉士を養成する。

【現状】

時代の要請に対応した福祉人材養成施設として長野県保育専門学院を改組し、地域福祉をリードすることができる保育士及び介護福祉士の養成を行っている。

保育学科 2年制(学年定員50名)、介護福祉学科 1年制(定員20名)

【事業主体】

県

【学校の概要】

保育学科(2年制)学年定員 50 人、介護福祉学科(1年制)定員 20 人

介護福祉学科は、保育士養成施設卒業等者の保育士資格取得者が入学可。

幼児を受け入れる保育実習室が併置され、学生の演習の場ともなっている。

(入学状況)

(単位:人)

入学年度	学科	定員	応募者数	入学者	応募倍率	保育学科からの進学者
R4	保 育	50	57	48	1.14	—
	介護福祉	20	12	12	0.06	12
R5	保 育	50	51	44	1.02	—
	介護福祉	20	11	8	0.55	8
R6	保 育	50	48	45	0.96	—
	介護福祉	20	17	17	0.85	16

(卒業状況)

卒業年度	学科	進 路				
		社会福祉施設		進学	その他	計
		保育所	保育所以外			
R3	保 育	25	5	12	5	47
	介護福祉	1	10	0	1	12
R4	保 育	17	13	10	3	43
	介護福祉	6	6	0	0	12
R5	保 育	25	4	16	1	46
	介護福祉	4	4	0	0	8

【事業の経過等】

昭和 28 年 保育専門学院として開設

平成 7 年 介護福祉学科開設し、福祉大学校として開校

平成 13 年 専修学校の指定

平成 24 年 長野県介護センターを廃止

平成 27 年 4 月保育学科入学生から、希望により大阪芸術大学短期大学部通信教育部保育学科幼稚園コース(2年制)へ入学し、両校の卒業と保育士資格及び幼稚園教諭免許の取得を目指すことが可能となった。

また、介護福祉学科においては、社会福祉士及び介護福祉士法により、新たな科目「医療的ケア」を導入した。

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑯ 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業  
 (根拠法令:社会福祉施設職員等退職手当共済法)

【予算額及び内訳】 3億1,346万2千円 (一般財源3億1,346万2千円)

【予算の主な内容】 退職手当共済原資への補助(国・県・事業者各1/3ずつ拠出)

【目指す姿】

社会福祉施設、特定社会福祉事業及び特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、これら施設等職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与する。

【事業主体】

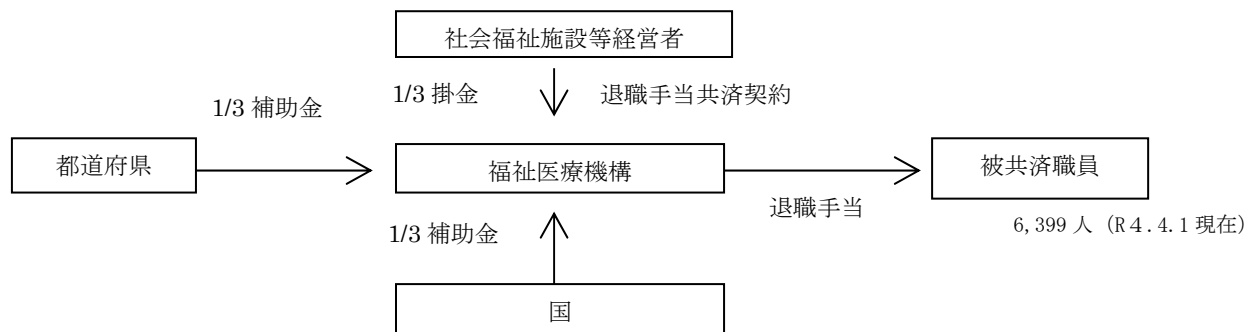
県

【事業内容】

民間社会福祉施設職員等退職手当は、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に独立行政法人福祉医療機構から支払われる退職手当金で、退職手当金の算定は、おおむね国家公務員に準ずる。

共済原資は、共済契約者(経営者)が負担する掛金と、国・都道府県が拠出する補助金(各々1/3)。(但し、特定介護保険施設等職員及び申出施設等職員については、原則として公費補助対象外。)

(イメージ図)



(退職手当金支給額の例(普通退職の場合))

- ・ 3年間勤務して退職(退職時本俸月額19万円) 29万7千円
- ・ 10年間勤務して退職(退職時本俸月額25万円) 130万5千円
- ・ 40年間勤務して退職(退職時本俸月額36万円) 1,675万6千円

【事業の経過等】

昭和36年に制度創設。国の行政改革により事業主体が変遷しつつ、現在は福祉医療機構が事業を実施。

【特記事項】

平成18年度以降、特別養護老人ホーム等特定介護保健施設等として定義されている施設の新規職員は、公費補助の対象外とされた。(但し、これら特定介護保健施設等に平成18年3月31日以前から引き続き勤務する継続被共済職員は公費補助の対象となる。)

平成28年度以降、障害者総合支援法等に関する施設・事業(児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。)について公費助成が廃止された(既加入者に対する公費助成は維持)。

【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

⑰ 福祉職員研修事業

(根拠法令:社会福祉法第 20 条、21 条、14 条第1項・第 6 項)

【予算額及び内訳】 82 万円(一般財源 67 万 3 千円、国庫補助金 14 万 7 千円)

【予算の主な内容】 社会福祉行政に携わる関係職員に対する研修の実施にかかる経費

【目指す姿】

社会福祉行政に携わる関係職員に対して社会福祉に関する研修を実施し、職員の資質向上を図る。

【現状】

複雑化・多様化する福祉ニーズに対応した質の高い福祉行政サービスを提供できる職員を育成するため、経験年数に応じた課程別の研修等を実施している。

【事業主体】

県(一部国立保健医療科学院等で実施)

【事業内容】

1 福祉行政新任職員研修

対 象 : 県及び市町村の福祉事務担当職員

実施主体: 県

2 福祉事務所等現地機関職員研修

(1) 国又は国立保健医療科学院(埼玉県和光市)が実施するもの

対 象: 福祉事務所新任査察指導員、児童相談所中堅児童福祉司

(2) 県が実施するもの

対 象: ① 県・市福祉事務所生活保護地区担当員(新任・現任)

② 県及び市町村の福祉関係職員(福祉・心理等)

3 社会福祉主事資格認定課程通信研修

対 象 : 社会福祉主事資格を有しない県福祉事務所職員

実施主体: (福)全国社会福祉協議会 中央福祉学院

【事業の経過等】

研修参加人数

(単位: 人)

年 度	R1	R2	R3	R4	R5
1 福祉行政新任職員研修	198	中止	298	328	※ <sup>1</sup> 697
2 (1)生活保護新任査察指導員・指導職員研修	8	中止	中止	中止	中止
(2)児童相談所中堅児童福祉司研修	0	1	0	1	1
(3)県・市福祉事務所生活保護地区担当員	89	中止	90	中止	※ <sup>2</sup> 33
3 社会福祉主事資格認定課程通信研修	0	1	2	2	3

※<sup>1</sup> R5年度から開催方法を動画視聴に変更したため動画視聴回数を掲載

※<sup>2</sup> R5年度はオンラインにて新任研修のみ実施

**【事業概要(地域福祉課地域支援係)】**

⑱ 福祉人材確保対策事業

(根拠法令:社会福祉法第 93 条及び 94 条)

【予算額及び内訳】 5,707 万 8 千円(一般財源 4,910 万 1 千円、国庫補助金 797 万 7 千円)

【予算の主な内容】 福祉人材の確保・定着を促進するため、就職希望者を対象とした職業紹介や従事者に対する研修を実施するための経費

**【目指す姿】**

福祉分野の人材不足の解消を図るため、就職希望者等が希望を持って就労でき、また、従事者も自身のスキルアップを図ること等により職場への定着促進を図られるようにする。

**【現状】**

急速な少子高齢化に伴い介護保険利用者をはじめとする支援を必要とする高齢者等の増加と労働力人口の減少により、福祉分野は深刻な人材不足の状況にある。今後、より多くの質の高い福祉人材の確保が求められる。

**【事業主体】**

県(長野県社会福祉協議会への委託)

**【主な事業内容】**

事業名	実施方法	事業内容等	
福祉人材の確保	委託	福祉人材職業紹介事業	福祉職場に係る求人・求職情報を収集するとともに、その情報を登録し、就職のあっせん等を実施
福祉人材の資質向上・定着支援	委託	社会福祉研修事業	社会福祉従事者等に対し、必要な知識及び専門技術の取得に関する研修を実施
福祉人材センターの運営	委託	福祉人材センター運営事業	社会福祉法に基づき指定した福祉人材センターの運営を支援し、無料職業紹介を実施

**【事業の経過等】**

H5 社会福祉法第 93 条による県福祉人材センター(社会福祉事業従事者の確保に関する業務や研修を行う)に、長野県社会福祉協議会を指定。

H24 緊急雇用創出事業臨時特例基金の「重点分野雇用創出事業」の継続や同基金の「住まい対策拡充等支援事業」に「福祉・介護人材確保緊急支援事業」が創設され、24 年度終了予定であった事業を、26 年度まで一部継続して実施。

**【事業概要(地域福祉課生活保護係)】**

⑨ 生活保護世帯の子どもの進学支援事業  
(根拠法令:厚生労働省社会・援護局長通知)

【予算額及び内訳】 798万5千円 (一般財源 798万5千円)

【予算の主な内容】 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援を実施するとともに、高校等卒業年度及びその前年度における学習塾費用等を助成する。

**【目指す姿】**

相談・支援により進学について考える機会を創出し、学習塾費用等助成による良好な学習環境・機会の確保により学力向上、進学への意識向上、モチベーション維持を図り、ひいては、進学率の向上、貧困の世代間連鎖解消を図る。

**【現状】**

以下の理由により、生活保護世帯の大学等への進学率は一般世帯と比べ大幅に低い。

- ・進学に係る経済的負担への不安
- ・進学に対する意識の低さ(学力不足、学習習慣がない、そもそも進学を考えない等)
- ・学習環境・機会の不足(家庭に学習できる環境がない、経済的事情により受験学力・技術を修得する機会が得られない等)

**【事業主体】**

県(事業内容①については、県及び市)

**【事業内容】**

- ① ケースワーカーによる相談・支援
  - ・修学支援制度等の経済的支援を情報提供
  - ・本人・保護者への進路に関する相談・助言 等

② 学習塾費用等の助成

ア 対象者:高校等卒業年度及びその前年度に在学する生活保護世帯の子ども

イ 補助率等

区分	基準額	補助対象経費	補助率
高校等卒業年度に在学する者	250千円	・学習塾・通信教育に要する費用(入会金・授業料(受講料)・教材費) ・模擬試験受験料	10/10
	70千円	・大学等受験料	
高校等卒業年度の前年度に在学する者	238千円	・学習塾・通信教育に要する費用(入会金・授業料(受講料)・教材費) ・模擬試験受験料	

※こども家庭庁の実施する子どもの生活・学習支援事業を実施する自治体に居住する被保護者からの申請については上限を差し引く(R6改正)

**【事業の経過等】**

令和5年度から補助事業実施



## 【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

㊿ 福祉のまちづくり推進事業  
(根拠法令:福祉のまちづくり条例)

【予算額及び内訳】 64万2千円(一般財源 64万2千円)

【予算の主な内容】 信州パーキング・パーミット制度実施のための費用

### 【目指す姿】

車いすの利用者やその他の歩行が困難な者のために設置された駐車区画(障がい者等用駐車区画)に、真に必要な方が駐車できるよう適正利用を推進する。

### 【現状】(令和6年3月末時点)

・利用証交付数 72,243名

・協力施設数 1,008施設 (幅広区画 2,196区画 / 通常幅(プラスワン)区画 1,473区画)

### 【事業主体】

県

### 【事業内容】

○信州パーキング・パーミット制度実施事業

#### (1)利用証の交付

身体障がい者など歩行が困難な者等に対し、申請に基づき、県内に共通する利用証を交付する。

#### (2)協力施設の登録

公共施設、商業店舗、金融機関などからの届出により制度協力施設の登録を行う。

協力施設は、県が配付する案内表示により駐車区画の表示を行い、不適正な駐車を発見した場合は注意喚起を行う。

#### (3)制度の周知啓発

県は本制度の周知を行うとともに、「障がい者等用駐車場」の適正利用などについて啓発を行う。(ホームページ、広報誌による周知、チラシ・ポスター配布など)

### 【事業の経過等】

平成27年12月に一部改正した「福祉のまちづくり条例」の規定に基づき、「信州パーキング・パーミット(障がい者等用駐車場利用証)制度」として平成28年4月20日より開始。

## 【事業概要(地域福祉課地域支援係)】

### ② 権利擁護推進事業

(根拠法令:生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱)

【予算額及び内訳】 807万4千円(基金繰入金 275万円、一般財源 266万2千円、国庫補助金 266万2千円)

【予算の主な内容】 実施主体である県社会福祉協議会への補助金、成年後見制度利用促進体制整備のための委託料

### 【目指す姿】

超高齢社会を迎え、認知症や知的障害その他の精神上的の障害などにより財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっている。この課題に対して、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」「早期の段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築」が期待されている。このような状況の中、県民がどの地域にいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう、権利擁護の意識醸成及び成年後見制度利用促進体制整備を進め、権利擁護体制のある地域づくりを展開する。

### 【現状】

平成 28 年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立し、令和4年3月に同法に基づく「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定された。今後の施策の目標として①障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討②成年後見制度の運用改善③地域ネットワークづくりを掲げている。

○中核機関及び権利擁護センター等の設置状況(令和5年3月31日現在)

・中核機関設置済み 73市町村 未定 4市町村

○県内の成年後見制度利用者数(令和4年12月31日現在)

・3,482人(後見:2,621人、保佐:630人、補助:196人、任意後見35人)

### 【事業主体】

県、社会福祉法人長野県社会福祉協議会

### 【事業内容】

#### (1)総合的な権利擁護推進事業

- ア 担い手(法人後見実施団体)養成研修の実施
- イ 法人後見受任体制の構築支援
- ウ 法人後見推進会議の開催

#### (2)成年後見制度利用促進体制整備事業

- ア 長野県権利擁護支援推進会議の開催
- イ 中核機関等職員研修会(意思決定支援研修)の開催
- ウ 中核機関及び地域連携ネットワークの構築・機能強化のための助言や体制整備アドバイザーの派遣
- エ 市町村申立て研修の開催

### 【事業経過等】

#### 1 予算額

(単位:千円)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	691	970	970	1,956	9,357	8,926	9,143	7,901	8,074

#### 2 事業経過

H28年度 成年後見制度等に係る市町村職員等を対象とした研修を目的とした事業を開始。

R1年度 権利擁護に関わる人材育成を目的とした事業を追加。

R2年度 権利擁護推進事業を改変するとともに新規事業として成年後見制度利用促進体制事業を開始。

R4年度 権利擁護支援体制構築モデル事業(寄付文化の創造モデル事業)を新規事業として実施。

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

② 中国帰国者支援給付金支給事業

(根拠法令:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

【予算額及び内訳】 4,547万6千円(一般財源 1,097万3千円、国庫負担金 3,291万7千円(3/4))

国庫負担金 158万6千円(10/10))

【予算の主な内容】 中国帰国者に対する支援給付制度による給付金の支給

中国帰国者死亡後の配偶者に対する配偶者支援金制度による支援金の支給

【目指す姿】

中国帰国者及びその中国帰国者と長年労苦を共にしてきた配偶者の老後生活の経済的安定を図る。

【現状】

令和5年度の受給者数及び給付額

支援給付・・・ 受給者数 30名(前年度比4名の減)、給付額 44,325千円(前年度比 4,294千円の減)

配偶者支援金・・・受給者数 2名(前年度比1名の減)、給付額 1,497千円(前年度比 404千円の減)

【事業主体】

県(福祉事務所)

【事業内容】

1 支援給付

(1) 給付対象者

ア 老齢基礎年金の満額支給対象者(特定中国残留邦人等)とその配偶者で世帯収入が一定基準以下であること。

イ 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者も対象。

ウ H20.4.1前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受けている者。

(2) 対象となる中国帰国者の属する世帯の収入が一定の基準に満たない場合に、支援給付を行う。

(3) 郡福祉事務所において給付金(生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援、出産支援、生業支援、葬祭支援)を支給する。

(4) 満額の老齢基礎年金については、全額収入認定除外。

(5) 厚生年金等その他の収入がある者については、その3割を収入認定除外。

(6) 中国渡航中も給付を継続。

(7) 中国語等のできる支援・相談員を配置。

(8) その他は生活保護制度に準拠する。

2 配偶者支援金

(1) 給付対象者(特定配偶者)

ア 特定中国残留邦人等が亡くなったあとに支援給付を受ける権利を有する配偶者で次のいずれかに該当する者。

(ア) 特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である者。

(イ) 平成20年4月1日より前に亡くなった特定中国残留邦人等の配偶者で、支援給付を受給している者(ただし、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である者に限る。)

(2) 老齢基礎年金の3分の2相当額を支援給付とは別に支給する。

**【事業の経過等】**

## 1 予算及び対象者数

(単位:千円、人)

区分	R3		R4		R5	
	支援給付	配偶者 支援金	支援給付	配偶者 支援金	支援給付	配偶者 支援金
予算額	62,415	2,606	60,741	2,083	52,210	2,075
対象者数 (見込み)	38	4	40	5	35	4

## 2 事業経過

H20 年度 中国帰国者に対する新たな支援策の一環として、支援給付事業を開始。

H26 年度 中国帰国者死亡後の配偶者の生活の安定を図るため、配偶者支援金制度を開始。

**【特記事項】**

(老齢基礎年金の満額支給)

- 1 帰国前の公的年金に加入できなかった期間だけでなく、帰国後の期間についても追納を認める。
- 2 追納に必要な額は全額国が負担することにより、満額の老齢基礎年金を支給する。

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

㊸ 中国帰国者地域生活支援事業(中国帰国者定着自立促進事業)

(根拠法令:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

【予算額及び内訳】 2,216 万 8 千円(一般財源 624 万円、国庫委託金 730 万 9 千円、国庫補助金 855 万 3 千円(10/10)、諸収入 6 万 6 千円)

【予算の主な内容】 中国帰国者支援相談員の報酬、日本語教育開設経費、通訳謝金 等

【目指す姿】

戦後幾多の困難を乗り越えて祖国日本へ帰国した中国帰国者が、言葉や生活習慣の違いから孤立することなく、地域で安心して穏やかに暮らせるよう生活上の困りごと等に対し中国語による相談支援等を行う。

【現状】

中国帰国者に対し、生活上の諸問題の相談に関して中国語による助言等を行ったり、日本語教室等を開催することにより、地域での暮らしを支援している。

【事業主体】

県

【事業内容】

事業名	内容
中国帰国者支援相談員の配置	日常生活、日本語習得、就労等の相談・指導業務に当たる。(5名)
市町村担当者研修会の開催	地域福祉を担う市町村担当者を対象に研修会を開催する。
日本語教育支援事業	日本語習得を希望する中国帰国者に日本語教育の場を提供する。
通訳等派遣事業	日常生活の諸問題等に対応するため通訳等を派遣する。
自立支援通訳の派遣	医療機関での受診時等において通訳を行う。(7名)
自立指導員の派遣	日常生活の諸問題等に関する相談に応ずる。(5名)
地域生活支援事業給付金	日本語教室等への通所に必要な交通費・教材費等を支給する。
スクーリング事業	日本語の通信教育受講者に対し、講師との対面教育の場を提供する。
中国帰国者支援交流会	意見発表、帰国者同士の交流会等を実施し、孤立感の解消を図る。

【事業の経過等】

(単位:件、数、人)

事業名	R1	R2	R3	R4	R5
中国帰国者支援相談員相談件数	3,273	3,798	3,615	3,593	3,602
自立支援通訳、自立指導員派遣回数	151	203	203	205	162

【特記事項】

平成 20 年度から地域における生活支援は主として市町村が実施主体となって実施することとなったが、市町村によって取組状況に差があることから、引き続き県としての支援を行いながら主体的な取組の推進を働きかけていく。

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

⑳ 中国帰国者援護事業(中国帰国者定着自立促進事業)

(根拠法令:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律)

【予算額及び内訳】 9万0千円(国庫委託金9万0千円)

【予算の主な内容】 身元未判明孤児肉親調査員手当、知事慰労金、海外引揚者等援護事業補助金

【目指す姿】

中国残留邦人の帰国を援助する。

【現状】

主として身元が判明しなかった中国残留孤児の肉親調査事業を実施している。

【事業主体】

県

【事業内容】

事業名	事業内容
身元未判明孤児肉親調査事業	県下に調査員を配置し、身元が判明しない中国残留孤児の肉親調査を引き続き実施する。
知事慰労金	中国残留邦人の労苦をねぎらうため、定着時に支給する。
海外引揚者等援護事業補助金	市町村が行う海外引揚者等に対する援護事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

その他

永住帰国時の住宅の確保	公営住宅への優先入居
-------------	------------

《国の援護事業》

事業名	事業内容	
永住帰国	帰国旅費の支給	中国残留邦人、同伴の配偶者、20歳未満又は身体等に障がいのある未婚の子、及び55歳以上又は障がいを有する残留邦人を扶養・介護する子1世帯 中国の居住地から到着先までの旅費
	中国帰国者支援・交流センターでの支援	入所期間 6ヶ月 研修内容・基本的日本語の習得、基本的生活習慣の会得、就職・就籍の相談指導
	自立支度金の支給(R6)	大人(18歳以上)174,000円 子供(18歳未満)87,000円 少人数世帯の場合、次の額が加算(大人1.0 子供0.5で換算) 1.0人~2.0人 加算額173,100円 2.5人~3.5人 加算額86,550円
一時帰国	帰国旅費の支給	残留邦人、同伴する18歳未満の未婚の子及び介護者1名
	滞在費の支給(R6)	帰国旅費が国庫負担された者1人当たり150,900円(18歳未満は半額)

【事業の経過等】

身元未判明孤児肉親調査事業について

訪日調査において身元が判明しなかった中国残留孤児について、昭和62年度から3年計画で行った肉親捜し調査班の派遣による肉親調査を継承し、引き続ききめ細かな調査を実施することを目的とする。

(平成2年度から調査員を配置。)

【特記事項】

直近では、平成30年度に1世帯が永住帰国している。(平成20年度の3世帯の永住帰国以来。)

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

㊸ 特別給付金及び特別弔慰金事務

(根拠法令: 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法  
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 )

【予算額及び内訳】1,120万4千円(国庫委託費1,116万3千円、諸収入4万1千円)

【予算の主な内容】給付金等の審査・裁定事務のための嘱託員報酬、援護システム運用支援委託料

【目指す姿】

国として、戦傷病者等の妻、戦没者等の遺族に対し、特別の慰藉を行うため、戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に特別給付金を、また戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を適正に支給する。

【現 状】

対象者は減少しているものの、高齢化していることから、迅速できめ細やかな対応が必要である。時効失権防止の観点から、予め国で保有する氏名等の情報を印字した請求書等を厚労省より送付する等、制度の周知と請求勧奨を行っている。

【事業主体】

請求窓口: 請求者が居住している市町村福祉担当課

【事業内容】

1 給付金等の種類と概要

(1) 戦没者等の妻に対する特別給付金

満州事変(S6.9.18)以後の戦没者等の妻で、公務扶助料及び遺族年金等の受給権を有する妻に支給する。

(2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

満州事変以後の負傷又は疾病により、傷病恩給、障害年金を受給している戦傷病者等(第5款症以上)の妻に支給する。

(3) 戦没者の父母等に対する特別給付金

満州事変以後の戦没者の父母等で、戦没者以外に実子がなく公務扶助料及び遺族年金等の受給権を有する父母等に支給する。

(4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変以後の戦没者等の遺族で公務扶助料及び遺族年金等の受給権を有する方がいない遺族に支給する。

2 請求受付期間中の特別給付金等

(1) ①名 称

「戦没者等の妻に対する特別給付金」

②支給対象者

権利取得日において生存している戦没者等の妻であって、一定の基準日において恩給法による公務扶助料や特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等特別援護法による遺族年金や遺族給与金等を受給している場合、特別給付金が支給される。

③支給内容

当初分 20万円、継続分 60万円、再継続分 120万円、再々継続分 180万円、4回目継続分・5回目継続分 200万円、10年償還の記名国債

④請求期間(受付開始から3年間)

第27回「へ」号 R2.10.1 ~ R5.10.2

第27回「と」号 R3.10.1 ~ R6.9.30

第30回「い」号 R5.4.1 ~ R8.3.31

(2)①名 称

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」

②支給対象者

一定の基準日において、恩給法に定める第 5 款症以上の障害の程度を有し、恩給法による増加恩給や傷病年金、戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金等の年金給付等を受けている戦傷病者等と婚姻している妻に特別給付金が支給される。

③支給内容

当初分 10 万円、継続分 30 万円、再継続分 60 万円、再々継続分 90 万円、4 回目継続分 100 万円、10 年償還の記名国債(H28 以降は 5 年償還の国債となり、金額は当初 15 万円、継続分は 10 年償還時の半額となった。)

④請求期間(受付開始から 3 年間)

第 29 回「い」号 R3.4.1 ~ R6.4.1

第 13 回「た」号 R3.10.1 ~ R6.9.30

(3)①名 称

「戦没者の父母等に対する特別給付金」

②支給対象者

権利取得日において生存している戦没者の父母等であって、一定の基準日において恩給法による公務扶助料や特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等特別援護法による遺族年金や遺族給与金等を受給し、かつ、氏を同じくする自然血族たる子又は孫を有するに至らなかった場合、特別給付金が支給される。

③支給内容

8 回目継続分・9 回目継続分 100 万円、5 年償還の記名国債

④請求期間(受付開始から 3 年間)

第 26 回「ち」号 R2. 8.1 ~ R5.7.31

第 24 回「わ」号 R2.10.1 ~ R5.9.30

第 24 回「を」号 R2.12.1 ~ R5.11.30

(4)①名称

「第十一回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」

②支給対象者

戦没者等の死亡当時の遺族(三親等内)

③支給内容

25 万円、5 年償還の記名国債

④請求期間

令和2年4月1日～令和5年3月 31 日

(5)請求窓口

請求者が居住している、市町村福祉担当課

(6)問い合わせ先(制度の概要、請求手続き等)

県健康福祉部地域福祉課自立支援・援護係(電話 026-235-7094)又は市町村福祉担当課

【事業の経過等】

(単位: 件数)

国債種別	受付数	他県進達	取り下げ	可決	却下	審査中
戦没妻 第 30 回	60	10	0	50	0	0
戦傷妻 第 29 回	24	0	0	23	0	1
戦傷妻 第 13 回	1,912	65	11	1,901	5	0
特別弔慰金 第 9 回	956	106	3	844	3	0
特別弔慰金 第 10 回	22,166	1,438	88	20,509	131	0
特別弔慰金 第 11 回	17,465	1,245	47	16,127	46	0

(R6.3.31 現在)



【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

②6 戦没者慰霊事業

(根拠法令: 昭和 29 年 9 月 10 日付け文部次官、引揚援護庁次長通知「戦没者の葬祭などについて」)

【予算額及び内訳】 690 万 9 千円(繰入金 22 万円、一般財源 668 万 9 千円)

【予算の主な内容】 追悼式実施のための委託料、会場使用料、全国戦没者追悼式参列遺族の費用弁償

【目指す姿】

先の大戦における戦没者を追悼すること及び戦没者に慰霊の誠を捧げることをもって、世界の恒久平和を祈念する。

【現 状】

追悼式等を行うことにより、県民が平和の尊さに対する理解を深める良い機会となっている。

【事業主体】

県

【事業内容】

1 県戦没者追悼式

S41 年から県主催により県下各地で毎年実施しており、R6 年度は 10 月 26 日(土)に佐久市において実施を予定している。

2 全国戦没者追悼式

毎年 8 月 15 日に、政府主催により日本武道館において約 6,000 人の遺族等が参列して実施している。R6 年度の本県遺族代表の派遣人数は 78 名の予定。

3 沖縄「信濃の塔」追悼式

(一財)長野県遺族会主催により毎年 2 月に行われる沖縄「信濃の塔」追悼式実施事業に要する経費の一部を補助する。

4「信濃の塔」環境整備事業

入口標柱の移設、枯損木の撤去、劣化した石畳等の補修、芝生の一部石畳化 等

5 遺骨帰還事業

S27 年度から厚生労働省主催により実施しており、今年度は以下の地域が予定されている。

対象地域: ミャンマー、マリアナ諸島、パラオ諸島、トラック諸島、ギルバート諸島、マーシャル諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、バヌアツ、インド、モンゴル、樺太・千島、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ

7 慰霊巡拝

(1)慰霊巡拝

旧主要戦域や遺骨収集のできない海上において戦没者を慰霊するため、S51 年度から厚生労働省主催により実施しており、今年度は次の地域で 12 回予定されている。

対象地域:カザフスタン共和国、中国東北地方、インドネシア、東部ニューギニア、北ボルネオ、ビスマーク諸島、インド、フィリピン、硫黄島(2 回)、マーシャル諸島

(2)戦没者遺児による慰霊友好親善事業

戦没者遺児が旧戦域の人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し、相互の理解を深めるため、H3 年度から厚生労働省が民間団体に委託して実施している。

【事業の経過等】

参列遺族数の推移

(単位:人)

事業名	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
県戦没者追悼式	725	142	299	386	509
全国戦没者追悼式	99	2	0	20	56
信濃の塔追悼式	29	中止	中止	34	20

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

②7 旧軍人遺族等援護事業

(根拠法令: 恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等)

【予算額及び内訳】 179万6千円(国庫委託金 179万6千円)

【予算の主な内容】 戦没者遺族相談員の設置等

【目指す姿】

S27年平和条約発効直後、戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、翌S28年軍人恩給が復活、以来S42年までに各種特別給付金支給法及び戦傷病者特別援護法が制定され、戦争犠牲者に対する援護施策がそれぞれ開始された。その後、これらの各法は改善され充実が図られているが、一層の支援が必要である。

【現 状】

戦後78年が経過し、遺族等からの軍歴照会は133件、恩給受給権調査は1件の依頼があった。

【事業主体】

国

【事業内容】

1 旧軍人軍属等に対する援護(支援)

- (1) 普通恩給、傷病恩給等の受給確認等(恩給法)
- (2) 障害年金等の受給確認等(戦傷病者戦没者遺族等援護法)
- (3) 戦傷病者手帳の交付、療養給付、療養手当支給、葬祭費支給、補装具の支給、JRの無賃取扱(戦傷病者特別援護法)
- (4) 遺族に対する援護
- (5) 普通扶助料、公務扶助料等の受給確認等(恩給法)
- (6) 遺族年金、遺族給与金等の受給確認等(戦傷病者戦没者遺族等援護法)
- (7) 特別給付金、特別弔慰金の支給(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等)

2 戦没者遺族等相談員の設置

県が推薦し、国が委託する。 R6.3.31 現在 36人 (委託期間 R5.10.1~R7.9.30)

【事業の経過等】

戦没者遺族相談員の相談実施状況

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
戦没者相談員数 (人)	37	37	37	35	35	36	36
相談件数 (件)	263	115	160	169	126	80	60

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

㊸ 戦傷病者特別援護事業  
(根拠法令:戦傷病者特別援護法)

【予算額及び内訳】 32万2千円(国庫委託金 32万2千円)

【予算の主な内容】 戦傷病者相談員設置、相談員研修旅費

【目指す姿】

戦傷病者の厚生又は援護の相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑な遂行を助け、戦傷病者の福祉の増進を図る。

【現 状】

戦傷病者の死亡により事業利用者は減少してきているが、対象者が高齢化しているため丁寧で適切な対応が必要である。

【事業主体】

県(第1号法定受託事務)

【事業内容】

1 戦傷病者手帳の交付

R6.3.31 現在 手帳所持者 22 人

2 戦傷病者への援護

(1)療養の給付(療養費の支給)・・・公務上の傷病につき療養を必要とするとき行う。

(2)療養手当の支給……………1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受給していない者に支給する。

(3)葬祭費の支給……………療養の給付を受けている戦傷病者が認定されている傷病により死亡した場合にその遺族に支給する。

(4)更生医療の給付……………身体障害の戦傷病者が職業能力回復のための手術などを必要とするときに行う。

(5)補装具の支給及び交付……………身体障害の戦傷病者に義肢、車椅子等を支給し、修理する。

(6)国立療養所への収容……………重度戦傷病者を国立療養所に収容する。

(7)旅客会社等乗車船の無賃取扱・・・障害の程度により一定回数の旅客会社等の乗車船について無賃扱いにする。

3 戦傷病者相談員の設置

県が推薦し、国が委託する。 R6.3.31 現在 1 人 (委託期間 R5.10.1～R7.9.30)

4 その他、戦傷病者に対する各種優遇措置

税の減免、航空運賃の割引、NHK 放送受信料の免除措置、公営住宅への優先入居等、郵便による不在者投票など

【事業の経過等】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
療養の給付	72	60	29	22	0	0	0	0
療養手当	0	0	0	0	0	0	0	0
葬 祭 費	0	1	0	0	0	0	0	0
補 装 具	3	4	1	2	1	0	1	0
戦傷病者相談員の相談数実績	14	16	12	5	6	6	12	2

(延べ人数)

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

㊹ 原爆被爆者援護事業

(根拠法令:原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)

【予算額及び内訳】 4,683万9千円 (一般財源173万5千円、国庫支出金4,510万4千円)

【予算の主な内容】 法律に基づく手当金、被爆者への健康診断の実施

【目指す姿】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく各種手当等の支給等を行うとともに、相談事業、健康診断等の保健・医療・福祉にわたる総合的な援護対策を推進する。

【現 状】

被爆者の高齢化により、被爆者数、手当受給者数等は減少傾向にあるが、健康上特別な状態にある被爆者に対し、健康指導等の施策が引続き必要である。

【事業主体】

県(国からの委任事務)

【事業内容】

- 1 被爆者への法律に基づく各種手当等の支給等
- 2 被爆者への健康診断等の実施

【事業の経過等】

<県内の原爆被爆者数(令和6年3月末現在)>(単位:人)

被爆者数	82
医療特別手当受給者数	4
健康管理手当受給者数	56
保健手当受給者数	5
小 計	65

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

③⑩ 満蒙開拓平和活動支援事業

【予算額及び内訳】 50万円(一般財源 50万円)

【予算の主な内容】 満蒙開拓平和記念館が創設した「自治体パートナー制度」へ加入

【目指す姿】

満蒙開拓平和記念館(以下「記念館」)が行う平和学習等の活動を支援することで、県民が幅広く戦争の歴史に触れ、平和を次世代に繋ぐ取組を一層推進する。

【現 状】

記念館は、「満蒙開拓」をテーマにした全国唯一の資料館であり、全国で最多の開拓民を送出した悲惨な歴史を持つ県として、これまで建設費補助や連携による平和学習等の取組を実施してきたところである。

一方、記念館は、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者の激減により、運営が厳しいことから、新たに「自治体パートナー制度」を創設し、自治体とのさらなる連携と、より一層の平和学習の推進を図ることとしている。

国の方針のもと官民一致の勸奨により全国最多の3万3千人の開拓団を送り出し、結果として1万5千人の尊い県民の命を失うこととなった本県として、満蒙開拓の歴史を後世に伝え、平和の尊さを発信していく責務のもと、記念館の安定的な運営を支援するとともに、県内の平和学習の機運を醸成する必要がある。

【事業主体】

県

【事業内容】

- ・「自治体パートナー制度」への加入による記念館の運営支援
- ・連携強化による平和学習の推進と、県内の平和学習の機運醸成  
(平和学習会の共催、生涯学習、修学旅行等との連携 等)

**【事業概要(地域福祉課地域支援係)】**

③1 更生保護支援事業

(根拠法令:更生保護事業法第3条第2項/更生支援事業交付金交付要綱/地域生活定着促進事業実施要領)

【予算額及び内訳】 3,358 万 1 千円

(国庫補助金 2,463 万 9 千円、一般財源 863 万 9 千円、基金繰入金 30 万円、諸収入 3 千円)

【予算の主な内容】 罪を犯した者のうち福祉的支援を必要とする者に対する支援を行うための委託料、更生保護法人長野県保護観察協会の事業費への補助、県で雇用する保護観察中の少年の人件費

**【目指す姿】**

- (1) 更生保護に関する事業への経費助成や、保護観察中の少年を県が直接雇用することを通じ、保護観察を受けている方等の自立更生を支援するとともに、市町村・民間企業・県民の更生保護への理解促進を図る。
- (2) 保護司や更生保護女性会、BBS 会などの更生保護ボランティア及び更生保護施設など民間の果たしている役割が大きく、県としても、犯罪のない明るい社会づくりのために支援・協力をを行う。
- (3) 高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者又は刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等の、出所・釈放等後の社会復帰及び地域生活を支援する。

**【現状(R4)】**

長野県の刑法犯により検挙された者は減少傾向にあり、1,762 人となっている。また、刑法犯により検挙された再犯者については減少傾向にあり、814 人となっている。よって、再犯者数の減少が検挙人員の減少を上回っていることから、再犯者率は 46.2%と減少している。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検挙人員	2,785 人	2,411 人	2,391 人	2,350 人	2,184 人	1,916 人	1,812 人	1,762 人
再犯者	1,265 人	1,121 人	1,124 人	1,101 人	1,037 人	917 人	874 人	814 人
再犯者率	45.4%	46.5%	47.0%	46.9%	47.5%	47.9%	48.2%	46.2%

**【事業主体】**

県、更生保護法人長野県保護観察協会

**【事業内容】**

1 更生保護活動支援事業

更生保護活動の促進のために設立されている下記協会に対して、保護観察を受けている人たち等の自立更生を支援するために行う、啓発、研修会等に要する経費の一部を補助

・更生保護法人長野県保護観察協会(長野県保護観察所所管)

2 社会復帰促進支援事業

県の機関で保護観察中の少年(18 歳以上)を雇用し、安定的な就労への支援を実施。

・雇用期間 6か月(最長で3月31日まで延長可能)

3 地域生活定着促進事業

「地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者又は刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等の、出所・釈放等後の社会復帰及び地域生活を支援する。

**【事業の経過等】**

## 1 予算額

(単位:千円)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	1,345	19,750	18,650	25,661	25,117	24,467	36,148	35,880	33,578	32,000

## 2 事業経過

S43 年度に児童福祉事業として開始。H18 年度に支援対象者を未成年から成年まで広げ、現在の「更生保護活動支援事業」となる。また、同年に団体補助金から事業補助金へ変更。

H22年度から地域生活定着促進事業を県直営で開始。H24 年度より県社会福祉士会へ事業委託を開始し、名称を「地域生活定着支援事業」から「地域生活定着促進事業」へ変更。

H26 年度 「社会復帰促進支援事業」を開始。

H30～R2 年度 再犯防止推進モデル事業として「再犯防止推進ネットワーク構築事業」「生活相談窓口開設事業」を実施。

R3年度 「高齢・障害被疑者等支援業務」を開始し、支援対象者を従来の矯正施設出所者に加えて刑事司法手続きの入り口段階にいる者に拡大。

【事業概要(地域福祉課生活保護係)】

⑳ 生活保護費

(根拠法令:生活保護法第71条)

【予算額及び内訳】 21億3,950万5千円(一般財源5億2,496万4千円、国庫補助金15億7,489万1千円、諸収入3,965万円)

【予算の主な内容】 生活保護受給者に対する扶助費、就労自立給付金費及び保護施設への入所・通所にかかる事務費の支弁

【目的】

生活保護法により、県知事(郡福祉事務所)が行う生活保護受給者(町村居住者)に対する各扶助(生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭)の実施、就労自立給付金の給付及び保護施設への入所・通所にかかる事務費の費用について支弁する。

【事業主体】

県(郡福祉事務所)

【事業内容】

1 対象世帯:世帯収入と厚生労働大臣が定める基準によって算出した最低生活費を比較して、その世帯の収入だけでは最低生活費に満たない世帯。

2 生活保護費概要

最低生活費

生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産、生業、葬祭扶助
------	------	------	------	------	------------

収入(過去3か月平均収入)	生活保護費支給額
---------------	----------

(社会保険料、通勤費、実費分等を除く)

\* 収入充当順位は、生活扶助→住宅→教育→介護→医療→出産→生業→葬祭の順

3 最低生活費

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

級地区分	月額(児童養育加算)	冬季加算額
2級地-1(長野市、松本市)	147,360(10,190)円	12,030円
2級地-2(上田市、岡谷市、諏訪市)	147,360(10,190)円	
3級地-1(上記以外の市、軽井沢町以下8町)	140,990(10,190)円	
3級地-2(小海町以下50町村)	137,860(10,190)円	

(注) 児童養育加算を含む。冬季加算額は11月から4月まで加算される。10月に基準改定あり。

【事業の経過等】

保護率、世帯数及び人員の推移(年度平均)

年度	保護率(%)			保護世帯数(世帯)		保護人員(人)	
	郡	県計	全国	郡	県計	郡	県計
R4	2.9	5.4	16.2	989	9,059	1,167	10,918
R5	3.0	5.4	16.2	990	9,053	1,169	10,863

【特記事項】

・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降、生活保護申請件数、決定件数は増加したものの、保護率(年度平均)に変動はなかった。

・新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、生活困窮状態の進行が懸念される。



**【事業概要(地域福祉課生活保護係)】**

㊸ 生活保護法第 73 条 県費負担金

(根拠法令:生活保護法第 73 条)

【予算額及び内訳】 7,801 万2千円(一般財源 7,801 万2千円)

【予算の主な内容】 居住地がないか又は明らかでない生活保護受給者につき、市が支弁した保護費等の費用弁償

**【目指す姿】**

居住地がないか又は明らかでない生活保護受給者につき、市(市福祉事務所)が支弁した各扶助費、就労自立給付金費及び施設事務費のうち 4 分の 1 の費用について支弁し、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図る。

**【現 状】**

居住地がなく入院するケースや長期的な入院に伴い居住地を失うケースが多い傾向にある。

**【事業主体】**

市(市福祉事務所)

**【事業内容】**

1 居住地がないか又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、就労自立給付金費、保護施設事務費及び委託事務費の 4 分の 1 を負担。

2 宿所提供施設又は児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設にある被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、就労自立給付金費、保護施設事務費及び委託事務費の 4 分の 1 を負担。

**【事業の経過等】**

事業実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人員数(人)	148	108	101	91
保護費総額(千円)	437,495	311,002	285,995	290,856
県費負担額(千円)	109,374	77,750	71,499	72,714

※ R3 年度から、松本市が中核市に移行したことにより、県が費用負担する対象ではなくなった。

**【事業概要(地域福祉課生活保護係)】**

③④ 生活保護受給者就労支援事業

(根拠法令:生活保護法第 55 条の7)

**【予算額及び内訳】** 1,604 万 1 千円(一般財源 399 万 1 千円、国庫補助金,1,197 万 1 千円、諸収入7万9千円)

**【予算の主な内容】** 就労可能な生活保護受給者に対し就労支援を行うため就労支援員を福祉事務所へ配置

**【目指す姿】**

生活保護受給者に対し広域的に就労支援を行うことにより、早期の就労による自立の促進を目指す。

**【現 状】**

新型コロナウイルス感染症の影響等で失業や収入減少となり生活保護となった者等について、集中的な就労支援による保護からの早期脱却や、勤労等を通じた社会参加への支援が必要となっている。

**【事業主体】**

県(郡福祉事務所)

**【事業内容】**

県内5か所の郡福祉事務所に就労支援員を配置し、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

- (1) 自立支援プログラム(就労支援プログラム)に基づく個別支援計画策定
- (2) 受給者相談支援(職業選択相談、求人情報提供、履歴書・採用面接指導)
- (3) ハローワークとの連携による就労促進支援
- (4) 就職後の職場定着支援
- (5) 上記の支援を行うに当たり必要な関係機関(市町村等)との連絡調整

**【事業の経過等】**

平成 27 年 4 月から事業開始(平成 21 年 12 月から平成 27 年3月まで暫定的に実施してきた事業を制度化)

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

③⑤ 信州パーソナル・サポート事業  
(根拠法令:生活困窮者自立支援法)

【予算額及び内訳】 2億4493万2千円(国負3/4 9,733万8千円、国補10/10 1,722万5千円、国補3/4 1,039万1千円、国補2/3 2,736万6千円、国補1/2 918万4千円、基金繰入金 599万3千円、負担金2,091万、一般財源 5650万7千円、諸収入 1万8千円)

【予算の主な内容】 生活困窮者自立支援法に基づき実施する自立相談支援事業、就労準備支援事業の委託料等

【目指す姿】

複雑で多様な課題を抱え、現行の制度では十分に対応できていない生活困窮者等からの相談に対し、自立相談支援を行う「生活就労支援センター(愛称「まいさぼ」)」が包括的に一旦受けとめて、相談者が困っていることを整理しつつ、本人に寄り添いながら解決に向けて支援計画を立て、自立した生活が実現できるように支援していく。

【現 状】

県は、生活困窮者自立支援法に基づき、町村部の生活困窮者等からの相談に包括的に対応するため、就労支援、家計相談支援、住居確保支援、学習支援に関する各支援事業を実施しつつ、相談者に必要な様々な各種サービスや支援機関や団体等に繋ぐことにより、支援を実施している。

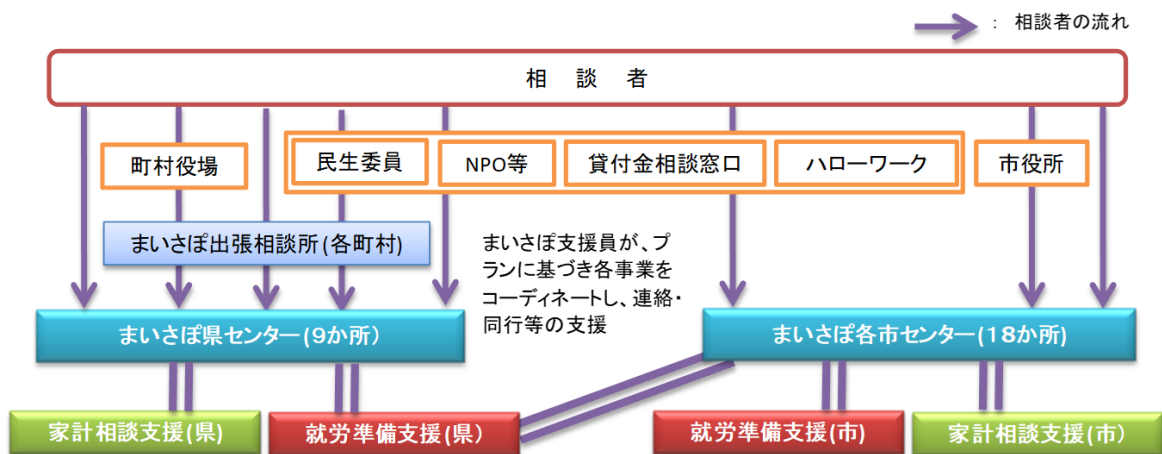
【事業主体】

県 (①～⑥は町村部を対象に実施)

【事業内容】

- ① 自立相談支援事業: 県下9か所に生活就労支援センターを設置し、生活困窮者からの相談に包括的に対応
- ② 住居確保給付金: 離職者・休職者等で住居を喪失する恐れがある者を支えるため、家賃相当額を有期で支給
- ③ 就労準備支援事業: 就労に向けた生活習慣形成・社会的自立のための訓練等を実施
- ④ 家計改善支援事業: 家計改善支援員が、家計管理に関する支援、貸付のあっせん等を実施
- ⑤ 一時生活支援事業: 住居喪失者に緊急一時的な衣食住を提供
- ⑥ 子どもの学習・生活支援事業: 子どもの学習・生活支援を通じて、世帯の自立を促し、貧困の連鎖を防止
- ⑦ 研修等従事者スキルアップ事業: まいさぼの職員や、市等の職員に対する研修
- ⑧ 生活困窮者の「絆」再生等事業: 生活困窮者の居場所の確保等を行う民間支援団体の事業に対して補助
- ⑨ 生活困窮者居住・就労支援事業: 就労に準備が必要な者及び住まいの確保に困難を抱えている者への支援
- ⑩ 就労支援強化事業: 経済的理由により就職活動が困難な者に対し必要経費を支援

■支援の流れ



令和5年度 県市別の相談・支援状況

単位:人

項 目	県	市	計	R4(参考)
新規相談受付件数	670	2,979	3,649	4,579
プラン作成件数	227	1,293	1,520	1,626
うち就労支援対象者数	114	613	727	1,039
就労・増収者数	89	407	496	458

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

③⑥ 新型コロナウイルス関連事業(緊急小口資金等償還金補給事業)

【予算額及び内訳】 528 万 8 千円(一般財源)

【予算の主な内容】 新型コロナウイルス感染症の影響等による生活困窮から早期の立ち直りを支援するための補助等

【目指す姿】

特例貸付の借入れを行った、国の償還免除の対象とならない方に対し、償還金の一部を補助することにより、早期に安定した生活に戻れるよう支援する。

【事業内容】

(1) 対象者

国の償還免除要件に該当しない方で、償還免除申請時点での月の収入※<sup>1</sup>が住民税非課税(所得割のみ)となる年収の1/12相当の者

※1 償還開始月の6月前～4月前の間の任意の月における収入とする

※2 まいさぼ等により本人が目指す就労・就業や自立した生活に向け継続的に支援する。

(2) 交付対象者

長野県社会福祉協議会

(3) 給付割合・額

償還1年目の償還額を県が補給(両資金合わせて最大38万円)

〔緊急小口資金〕償還額の10/10を補給(最大20万円)

〔総合支援資金〕償還額の1/10を補給(最大18万円)し、据置期間をさらに1年延長

○償還期間等

区分	償還期間	償還開始月	償還金補給実施年度
緊急小口資金 (～R4.3)	2年	貸付月の翌月から1年後又は R5.1月のいずれか遅い月	R4
緊急小口資金 (R4.4～)	2年	R6.1月	R5
総合 支援 資金	初回貸付 (～R4.3)	貸付月の翌月から1年後又は R5.1月のいずれか遅い月	R4
	初回貸付 (R4.4～)	R6.1月	R5
	延長貸付	R6.1月	R5
	再貸付	R7.1月	R6

【参考】国償還免除基準：判定時期に住民税非課税(均等割及び所得割)となる者

区分	償還初年度目 (令和4年度)	償還2年度目 (令和5年度)	償還3年度目 (令和6年度)
緊急小口資金	20万円 (R4.3までに借入の者)	20万円 (R4.4以降に借入の者)	—
総合 支援 資金	初回貸付分 45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯) (R4.3までに借入の者)	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯) (R4.4以降に借入の者)	—
	延長貸付分	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)	—
	再貸付分	—	45万円(単身世帯) 60万円(2人以上世帯)
判定対象課税要件	R3又はR4が非課税	R5が非課税	R6が非課税

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

⑳ 食糧支援セーフティネット構築支援事業

【予算額及び内訳】 3,685万5千円(国補)

【予算の主な内容】「長野県フードサポートセンター」(ふーさぽ)設置委託料

【目指す姿】

価格高騰等の影響を受け、生活にお困りの方に対して、「生活就労支援センター」(まいさぽ)を通じて、生鮮食品を含めた多様な食品を安定的に支援する。

【現 状】

長野県社会福祉協議会に委託し、令和4年度に「長野県フードサポートセンター」(ふーさぽ)を設置。長野市社会事業協会やフードバンク団体等の協力団体との連携による食料の個別配送の仕組みを構築・実施。

また、ネットスーパー等と連携することで、栄養やニーズに配慮した生鮮食品等多様な食品の提供が可能となった。

【事業主体】

県(長野県社会福祉協議会への委託)

【事業内容】

- ・まいさぽ相談者のニーズに沿った食糧支援の調整・実施
- ・民間団体との連携によるフードバンク活動の推進
- ・県民や企業等に向けた食料の有効活用とフードバンク活動の普及・啓発

【事業概要(地域福祉課自立支援・援護係)】

㊸ 生活困窮者への生活必需品支援事業

【予算額及び内訳】 10,300 千円(一般財源)

【予算の主な内容】 生活困窮者に対する生活必需品の支援体制を整えるための補助

【目指す姿】

まいさぼに相談に来た生活困窮者の中で、生活必需品(トイレトーパー、石鹼等)の支援を必要とする者に対して、必要とする生活必需品を支援できる体制を整えるため、長野県社会福祉協議会へ補助を行う。

【現 状】

日用品の支援を希望するまいさぼへの相談者に対し、長野県社会福祉協議会に寄付された日用品を支給するほか、生活必需品の調達に必要な経費を県社会福祉協議会に補助し、必要とする生活必需品を支給する。

【事業主体】

県(長野県社会福祉協議会への補助)

【事業内容】

生活必需品の調達に必要な経費を県社会福祉協議会に補助し、まいさぼ窓口での支給のほか、生活困窮者の希望に応じて個別配送により生活必需品を提供。